

## ■部活動等を目的とした就学事務に関する対応方針(平成24年3月策定)

- 1 部活動加入や学力向上などの学校教育活動を理由とした児童生徒本人のみが身元引受人のもとに同居する転入学は適当ではないものとして指導する。ただし、保護者との同居による転入学は認める。
  - 2 学校外の活動(地域のクラブチーム加入など)を目的とした児童生徒のみが身元引受人のもとに同居する転入学の場合は就学許可も可能である。しかし、この場合部活動の参加はできるが、学校教育活動の一環として実施する運動部活動等での大会参加については、部活動の過熱化を招きかねないことから適当でないものとして指導する。
  - 3 校区外及び区域外による転入学や正式な手続きによらない転入学が発覚し、適正な就学を指導しながら、なお指導に従わない児童生徒の部活動等での大会参加については、適当でないものとして指導する。
- ※ 指導については、教育委員会事務局の関係課で行います。

### <対応方針 Q&A>

Q1. 部活動加入や学力向上などの学校教育活動を理由とした児童生徒本人のみが身元引受人のもとに同居する場合の指導とは、どのような指導をするのか。

A1. 義務教育段階は、しつけや子どもがすることについて、様々な同意や許可を出したりすることなど保護者の元で生活し、地域の学校で教育を受けることが適当であることから、子どものみ身元引受人に預けて生活させることは好ましくないと考え、保護者と同居し通学することを指導します。  
学校外の活動(地域のクラブチーム加入など)を目的に身元引受人に預ける場合は、身元責任者が責任もって預かる旨の承諾書や保護者が就学委任する届出が必要であることの説明を行います。

Q2. 学校外の活動(地域のクラブチーム加入など)を目的とした児童生徒のみが身元引受人のもとに同居する場合、大会出場は認められますか。

A2. 学校の部活動等は、学校教育活動の一環として行われております。社会体育(クラブチーム)を目的に親元を離れてくる児童生徒は、部活動の過熱化を招くことが考えられるため、学校教育活動の一環で行われる市小中体連大会等については、出場できないこととなります。ただし、学校教育以外における各種大会等の出場については、児童生徒の学校生活の状況により学校長の判断で出場は可能とします。

Q3. 校区外および区域外による転入学や正式な手続きによらない転入学が発覚した場合、どうなりますか。

A3. 学校と教育委員会が連携し、保護者及び児童生徒に対して厳重注意と適正な就学手続きの指導を行います。指導後も手続きに従わない児童生徒の部活動等での市小中体連等及び各種大会等については、出場できないこととなります。また、生活の実態が伴わない住民票の異動や校区外通学の申立書がないものがわかった場合、居住地の学校に転校となります。